

報告第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月1日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年5月16日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

電力託送料金支払い遅延に関し、次のとおり損害賠償額を決定する。

1 事案発生の日

令和5年5月2日（延滞利息請求書の受領日）

2 事案発生の場所

つくば市役所

3 相手方

(1) 所在地 東京都江東区

(2) 法人名

4 事案の概要

令和5年3月23日付け及び24日付けで請求のあった電力託送料金10,554円と30,552円の支払について、相手方への支払期限を1日遅延したため、延滞利息計9円を請求されたもの

5 損害賠償額

金9円